

公共事業再評価調査

主管課：漁港漁場課

1 事業概要	事業名：糸満地区水産流通基盤整備事業							
	事業種別：漁港整備事業	事業主体：沖縄県		当初事業期間：H14～H23				
	事業箇所：糸満市 糸満漁港	根拠法令：漁港漁場整備法		事業期間：H14～H24				
	総事業費(百万円)：5,440	費用内訳：補助 90/100		事業量：漁港施設整備 一式				
(整備目的)	本事業により防波堤・波除堤の外郭施設を整備し台風等荒天時でも漁船が安全に係留できるよう漁港内の静穏度の向上を図り、漁港地区(北・中地区)が分断されている状況を臨港道路(漁港内道路)の整備で一体化し漁港機能の向上を図るとともに、岸壁の耐震化等施設の改良により安全で安心した漁業活動を推進し、漁獲物の安定供給を図ることを目的とする。							
2 再評価 該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ①事業採択後10年を経過 <input type="checkbox"/> ②事業採択後5年を経過して未着工 <input type="checkbox"/> ③再評価後一定期間(年)を経過 <input type="checkbox"/> ④事業の中止 <input type="checkbox"/> ⑤その他							
3 再評価に至った 主な要因 (具体的理由)	<input type="checkbox"/> ①用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ②調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③事業の拡大 <input checked="" type="checkbox"/> ④予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨その他(事業採択後10年を経過(着工済))							
4 事業の進捗 状況 (H23.3月時点)		事業費(百万円)	外郭施設(m)	係留施設(m)	水域施設(基)	輸送施設(m)	漁港施設用地(m <sup>2</sup> )	
	計画	5,440	1,231	2,725	11	4,651	造成	舗装
	実施済	4,389	825	1,449	7	2,345	0	0
	率	80.7%	67.0%	53.2%	63.6%	50.4%	0.0%	0.0%
5 事業効果の 評価指標 (総合耐用年数:45年) (基準年:H21) (単位:百万円)	①水産物生産コストの削減効果	338		①外郭施設	1,978			
	②漁業就業環境改善効果	9		②係留施設	1,801			
	③生命・財産保全・防御効果	16		③水域施設	74			
	④避難・救助・災害対策効果	5		④輸送施設	1,081			
	⑤その他効果	11		⑤漁港施設用地	506			
	年間便益額の合計	379		総費用	5,440			
	基準年換算総便益(B)	7,506		基準年換算(C)	5,440			
	費用便益比(B/C) = 7506 / 5440 = 1.38							
6 事業を巡る状況 の変化	①社会・経済：平成19年3月、糸満漁港と那覇とを結ぶ国道バイパスが開通し、那覇市内へのアクセスが格段に向上し、糸満漁港から那覇空港までの所要時間が短縮されている。また、平成21年10月には那覇空港において国際物流ハブ事業が開始され、沖縄を拠点としたアジアへの物流網の構築が進んでいる。このようなアクセス面の優位性を利用した水産物の振興を図る必要がある。							
	②地元・自治体：今後は、現計画施設の未整備ヶ所の外郭施設、係留施設、漁港用地舗装等を早急に整備し、安全で安心して利用できる漁港整備を進める必要がある。また、本県において水産物流通の中心的な役割を果たしている泊漁港においては、捌所施設の老朽化が進むとともに、近年、安全・安心な水産物の提供に対するニーズの高まりに伴い、高度衛生管理に対応可能な施設の必要性が指摘されており、仲買人や生産者団体から糸満漁港への早期市場移転を要請、県漁連地方卸売市場(泊漁港)の糸満漁港への市場移転について仲買人や生産者団体等の市場関係者から基本的な同意を得ていることから、ソフト事業の導入を積極的に取り組む必要がある。							
	③利害関係者 県漁連、糸満漁協、糸満市、仲買人、生産者団体等漁業関係者の合意形成が図られており、特に問題なし。							
7 事業の必要性・効率性	①事業の必要性・緊急性・有効性など 糸満漁港は、県内の水産業の中心的、前進的な役割を担うべく県内唯一の第3種漁港として指定され、広く県外船も対象とした本県南方海域を主漁場とするマグロ漁業の前進基地と位置づけられ建設がすすめられた。 今後、県漁連市場(泊漁港)の糸満漁港への移転・統合も計画されており、陸揚漁獲量や漁船の増加に合わせた、漁港施設の整備が必要である。							
	②事業の効率性(代替案等の可能性やコスト削減) 衛生管理型荷捌き施設に関しては、次期計画で工事着手することで県内部で検討を行っている。 また、残工事分の漁港施設整備においても、地元要望に応えるべく本事業を継続し、事業効果の早期発現を図ることが得策である。							
	③事業効果の発現状況 本事業継続により、中地区と北地区を接続する臨港道路等の整備を含め、漁港施設では80.7%の進捗が図られている。 今後は泊漁港からの市場移転計画にともなう衛生管理型荷捌き施設整備の計画がある。漁港の施設整備は、平成24年度に完了予定であり、本事業の継続により施設の整備を行うことが得策である。							
8 今後の対応・見直し	①事業計画等：平成24年度に完了する予定である。							
	②対住民関係：地域住民の同意を得ており特に問題なし							
	③執行体制等：現在の組織体制で執行可能である							
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ①事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ②事業計画(見直し) <input type="checkbox"/> ③事業の中止							